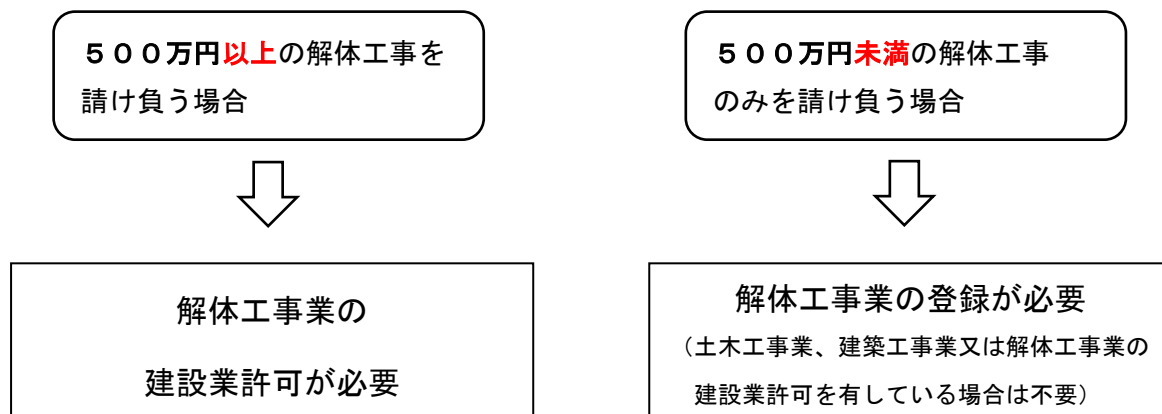


解体工事業に係る経過措置の終了について

1 建設業許可に関する経過措置（平成31年5月31日まで）

平成31年（2019年）6月1日以降、解体工事を施工する場合は、建設業許可を取得するか、解体工事業の登録を受ける必要があります。

※平成31年5月31日以前に請け負った解体工事であっても、同年6月1日以降は、解体工事業の許可又は解体工事業の登録を受けなければ施工することができません。



なお、経過措置期間中に解体工事業に係る許可を申請した経過措置業者※は、経過措置期間の経過後、申請に対する許可又は不許可の処分があるまでの間、解体工事業を営むことができます。

※経過措置業者は平成28年6月1日時点とび・土工事業の許可を受けて、引き続き解体工事業を営んでいる建設業者をいいます。

2 技術者要件に関する経過措置（平成33年3月31日まで）

有資格区分が経過措置コードの技術者を専任技術者として、解体工事業の許可を受けた場合は、平成33年（2021年）3月31日までに、解体工事業の技術者要件を満たす者が必要になります。

3 申請書等

青森県建設業ポータルサイト内の「建設業許可について」「解体工事業の登録について」のページをご確認ください。

問い合わせ先

青森県県土整備部 監理課 建設業振興グループ
電話番号 017-734-9640（直通）